

レンタルボート 利用規約

第1条 (レンタル条件と注意事項)

- 借用者はボートの規定のレンタル料を、また別途燃料費の負担をすること。
- 帰港時間は厳守してください。時間超過の場合は、規定の料金も別途支払うこと
- 取り決め時間内に切り上げたとしても、レンタル料の返却は出来ません。
- 操縦者はレンタル対象となるボートの小型船舶操縦士の免許を有する者に限る。

(免許証のコピーをとらせていただきますので必ずお持ちください。)

- 操縦者は酒や薬物を飲んではいけません。
- 危険操縦 (急発進、急旋回、危険地域、禁漁区への立入、無謀運転) 等の禁止、また、海上衝突防止法、海上交通安全法などの規則を遵守すること。
- 操縦者は他の乗船者の安全を十分確認すること。
- 乗船者は全員救命胴衣を必ず着用すること。
- 出航前点検と器具備品や計器類の位置や使用方法を確認すること。
- ボートや機関に損傷を与えるような行為は禁止。
- 移動中は常に適切な見張りを実施すること。
- 海上で停泊し、乗船者が船外に出るときは必ず、エンジン停止すること。
また、遊泳者が船外にいる場合もエンジンの始動は禁止。
- 天候による海の状況変化を予測し、十分安全に配慮すること。
- 万が一事故・トラブルが発生した場合には第一に人命救助を行い、フィッシング準に連絡し、指示を仰ぐこと。
- 連絡用として使用可能な携帯電話を携帯し、出航前に番号をフィッシング準に届けること。
- 船内での責任は操縦者にあり、乗船者は操縦者の指示に従う。

第2条 (その他の条件と注意事項)

- 健康を害している場合、例えば、身体的 (心筋梗塞、脳梗塞等の可能性が高い)、精神的 (平常でない精神状態) 等の者の操縦禁止。
- 団体行動に支障をきたすと判断される場合は乗船を禁止。
- 未成年者の乗船者または、操縦者の場合は保護者の承諾を必要とする。
- 指定された区域外には出ないこと。本協会の指導者の注意事項や指示は必ず遵守すること。
5. その他、船内での悪ふざけや、危険な行為は慎むこと。
- 天候により、予約をキャンセルする場合があります。

第3条 (操縦者の責任)

- 操縦者はボートの運航、停泊時において、全責任を負う。
- 借用者の故意又は過失及び、法令、公序良俗に反する行為に伴う損害は借用者の責任とする。

第4条 (傷害、損害保険)

フィッシング準はレンタルボートの傷害、損害保険に加入していますが、保険でカバーできない範囲が発生した場合は、保険を超える部分について、借用者の負担とする。

上記内容に
同意します

同意しません

↓ ※必ずご記入ください※ ↓

緊急連絡先

TEL

住所

名前

続柄 ()

名前

印